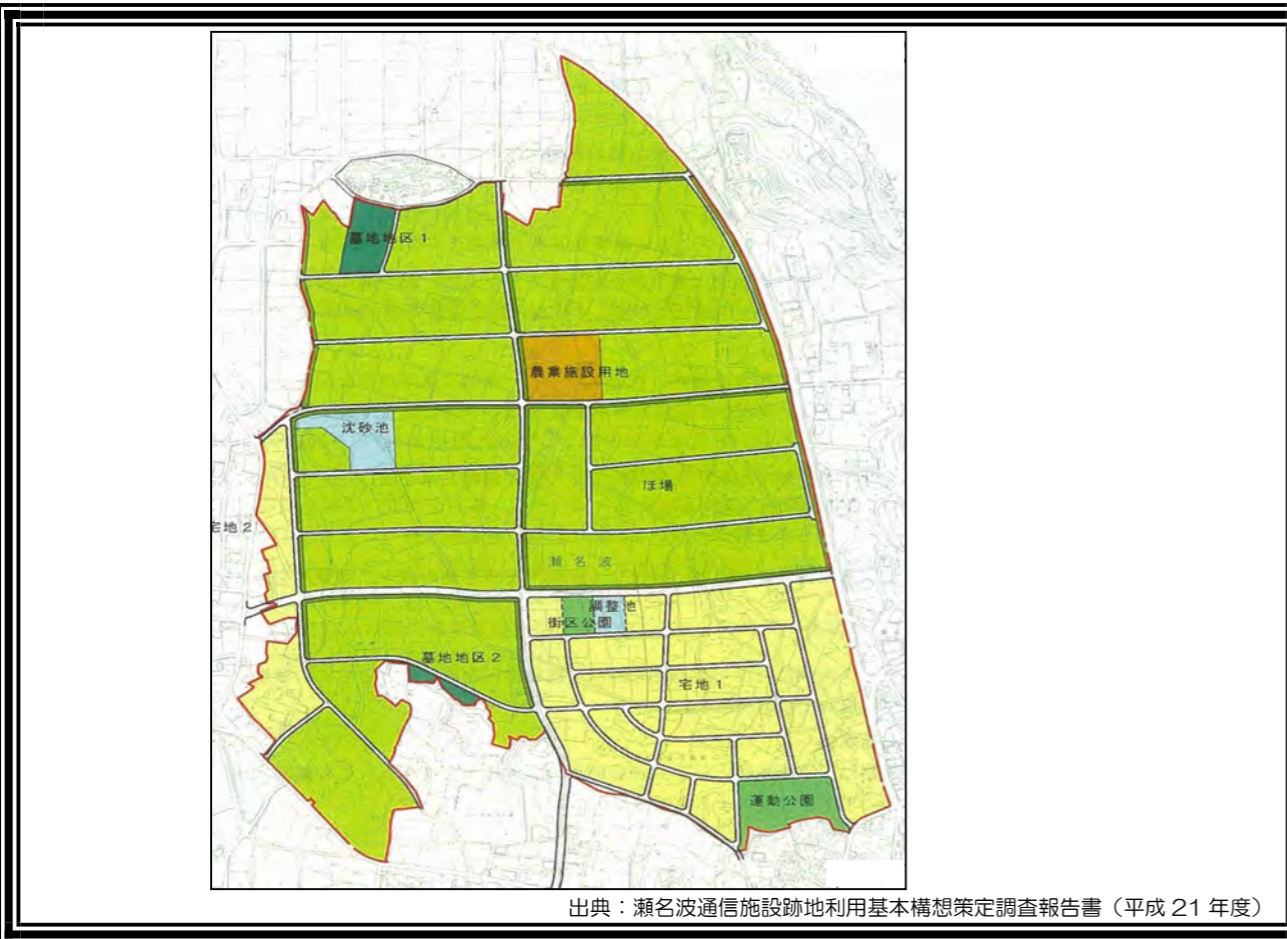


瀬名波通信施設

返還跡地



跡地利用構想図



出典：瀬名波通信施設跡地利用基本構想策定調査報告書（平成 21 年度）

■返還跡地の概要等

□ 概 要					
面 積	61.2ha		■内訳		面積は概数。 (内訳は読谷村提供)
	国有地	3.1ha	5.1%		
	県有地	0ha	0%		
	市町村有地	0.1ha	0.2%		
	民有地	57.9ha	94.8%		
所 在 地	読谷村（字瀬名波、字宇座、字渡慶次）				
位置及び現況	位置：沖縄本島中部、読谷村の最先端である残波岬より南約 4km 海岸沿い 現況：ほぼ平坦な地形（大部分が原野）				
使用状況	—				

□ 沿 革	
昭 20	●軍事占領の継続として使用開始。
昭 24	●「海外放送情報サービス沖縄ステーション」を設置。
昭 47. 5. 15	●「ボロー・ポイント射撃場」、「嘉手納第 1 サイト」、「ボロー・ポイント陸軍補助施設」及び「読谷第 1 陸軍補助施設」が統合。「ボロー・ポイント射撃場」として提供開始。
昭 49. 1. 30	●第 15 回日米安全保障協議委員会において、一部（ボロー・ポイント射撃場南側部分）の無条件返還（約 184.2ha）と一部（ボロー・ポイント射撃場の射撃場部分）の移設条件付返還（約 71.1ha）を合意。
昭 52. 10. 6	●「ボロー・ポイント射撃場」から「瀬名波通信施設」に名称変更。
昭 53. 9. 30	●施設管理権が陸軍から空軍に移管。
平 8. 12. 2	●SAC0 最終報告において、移設条件付きで平成 12 年度末までを目途に返還を合意。（約 61ha）ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約 0.1ha）は保持される。 ※移設条件：アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に返還。
平 14. 3. 1	●日米合同委員会において、移設条件付返還を合意。 ※移設条件：アンテナ施設等を含む通信システム等のトリイ通信施設への移設後に返還。
平 18. 9. 30	●全面返還。
平 21. 4. 6	●沖縄振興特別措置法第 101 条第 1 項に基づき、「特定振興駐留軍用地跡地」に指定。

■跡地利用に係る取組状況等

□ 跡地利用方針・計画
●平成 21 年度に「瀬名波通信施設跡地利用基本構想」を策定。 ※公共施設整備や集落整備を含めた総合的な整備を促進し、個性豊かな田園空間の形成を図る。

□ 事業段階	
跡地利用計画策定段階	●瀬名波地区農振担い手育成畑総推振会が主体（読谷村農業推進課が支援）となり、県営畑地帯総合整備事業の平成 30 年度の導入に向け、地権者から同意書を収集し、道路・インフラ等の整備の調査・検討を実施中。